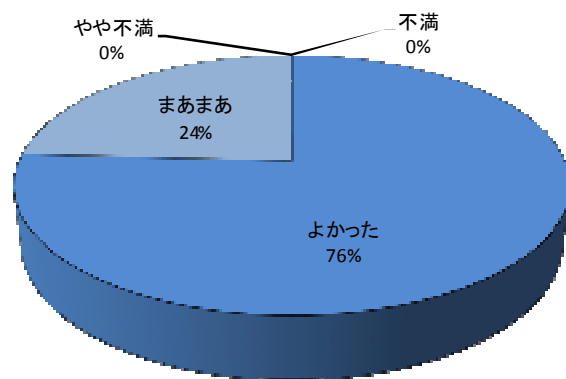


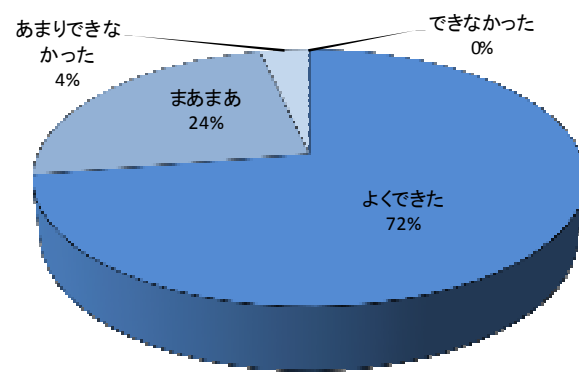
佐賀市 自治基本条例 だより 8 号

委員アンケート結果

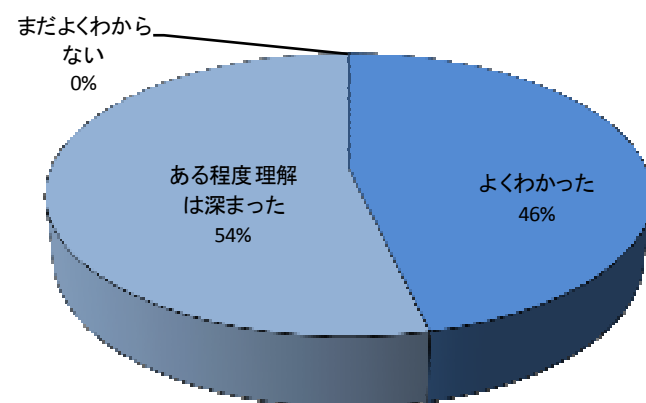
説明の印象は？



グループ内の議論は？



自治基本条例に対する理解は深まりましたか？



主な自由意見（感想）

〔事務局説明（文書法制上の留意点）について〕

- 文書法制上の留意点のお話し、興味深く拝聴させていただきました。生活の中でも為になる話でした。

〔ワークショップについて〕

- 「市長の役割・責務」に関して、「経営改善」は先進的で、県や市で「行政ビジネス」を行っているところもあり、今後は自治体も「経営」に目を向けなければならないと思っています。
- 市の職員の役割・責務については、市職員の意見も聞いてみたいという話も出ていました。

〔会議全体〕

- 文書の意味合い等、とても勉強になりました。今までの会議の理解の差等が出てきて、まとめるのが段々と難しくなりますね。
- 会議の内容が深く複雑になってきました。回によっては、いくらか余裕のある会議もあって良いと思うのは、私だけでしょうか？
- 自治の基本理念とは？

⇒ ワークショップの中でも条文を起すべきではないかとの意見がありました。これを受けて、第2回起草部会で検討がすすめられました。この条文の素案は、今後の検討会議に提示しますので、改めて検討をお願いします。

開催情報（検討会議は傍聴可能です。詳細は、市役所までお問い合わせください。）

- 第9回検討会議 平成24年9月22日（土） 9：30～ 市役所大財別館 4階会議室
- 第10回検討会議 平成24年10月13日（土） 9：30～ 市役所大財別館 4階会議室

「条例の「役割・責務」を検討する」第8回検討会議を開催しました。



議事次第



1. 開会
2. 議事
 - (1) 前回会議の振り返り
 - (2) 文書法制上の留意点について
 - (3) ワークショップの開催
 - 第一 役割と責務の検討
 - 第二 各グループの発表
 - (4) 起草部会報告
 - (5) その他
3. 事務局連絡
4. 閉会

佐賀市では“活力あるまちづくり”の実現に向けて、その仕組みやルールづくりとして「自治基本条例」の制定を検討しています。

平成24年8月18日に第8回目となる自治基本条例検討会議を開催しました。

今回は、自治基本条例の『各主体の役割・責務』を検討する前段として、事務局から「文書法制上の留意点」についての説明がありました。

その後、ワークショップ形式で第6～7回までに出された意見を集約し作成した「役割・責務」の条文案について意見交換を行いました。

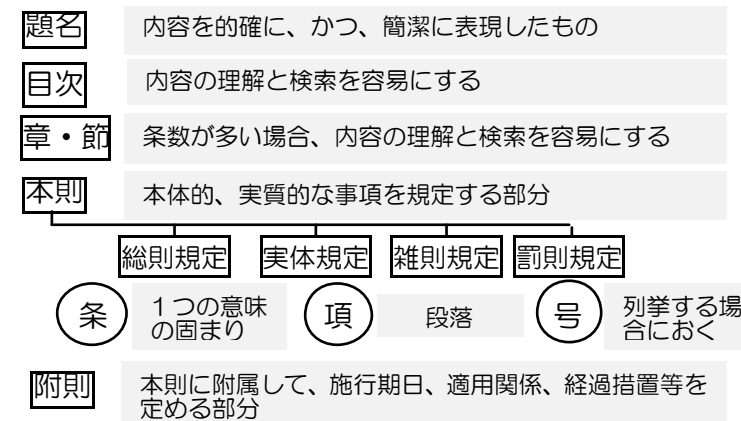
市民の役割・責務については、「情報を共有するための共通な方法や仕組みが必要」、行政の役割・責務については、「市長の意思や方針を示すべき」など、活発な議論が行われました。

「文書法制上の留意点」について

条例をつくる上での注意事項

- 内容面について**
 - 法的適格性** ・住民に遵守されることが十分期待されるものか
 - 法的正当性** ・憲法や法の理念からみて正当なものか
 - 法的協調性** ・既存の法令と調和、均衡がとれたものか
- 形式面について**
 - 意図するところを正確に
 - ・誰が読んで同じ意味になるようにする
 - 分かりやすい表現に
 - ・日常生活で用いる平易な用語を使用する

条例の構成について



法文における表現について

正確性 簡潔性 平易性

文体	口語の「である体」を用いる
主語	省略せず、明確に
代名詞等	誰が読んでわかるように
述語	主語と対応させる 例：「～である。」・・・一定の事実について述べる場合 「～することができる」・・・法律上の能力又は権利があることを表現する場合
接続詞	「並びに」「及び」・・・並列された2つ以上の文言をつなぐ場合に用いる。 「又は」「若しくは」・・・2つ以上の文言をつなぎ、いずれかの文言を選択させる場合 「かつ」・・・2つ以上の条件や行為をともに必要とする場合 など
句点	文章の完結の印として文末につける
読点	主語の次に必ず読点をつける。
括弧	「 」 及び 「 () 」 を用いる
用字・用語	原則として、常用漢字表に掲載されている範囲内において漢字を使用する。(内閣法制局の「法令における漢字使用等について」等のルールに従う) 例：「その他の」「その他」、「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」、「場合」「とき」「時」、「者」「物」「もの」

自治基本条例の「役割・責務」について意見交換

条例の「役割・責務」のたたき台を基に意見交換を行いました。たたき台の文章中に盛り込みたい言葉や意見を議論しました。

市民の権利、役割・責務 条文（たたき台）

(市民の権利)
第〇条 市民は、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有する。

(1) 基本的人権が尊重され、安全で安心な生活を求める権利

(2) 市政に関する情報について知る権利

(3) まちづくりに参加する権利

(市民の役割・責務)
第〇条 市民は、自治の主体であることを自覚するとともに、自分の発言と行動に責任を持ち、自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民は、まちづくりに関する情報を自ら収集するとともに、市民相互の立場や意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

(事業者の役割と責務)
第〇条 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、地域の環境に配慮するとともに、協働してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割と責務)
第〇条 市民活動団体は、まちづくりの中核である市民活動の担い手であることを自覚し、当該市民活動を通じて地域の課題解決に資するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、より多くの市民が市民活動に参加できるように、市民活動についての情報の提供及び共有に努めるものとする。

3 市民活動団体は、地域の課題解決に向けた相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

Handwritten notes and speech bubbles:
 - 「自治の基本理念とは何? 条文におこすべきではないかな」
 - 「理解し」
 - 「積極的」
 - 「助け合い」という表現は古く感じるから「互助」がいいかな
 - 「条例と作業本が大事」
 - 「地域環境の保全に努め」
 - 「責任を持ち」と「配慮」を入れる
 - 「もっと分かりやすい表現にしたい」
 - 「組織の活性化を「人材育成」上」
 - 「人材育成」は第4項におこすべきではないかな

行政の役割・責務 条文（たたき台）

(市長の役割・責務)
第〇条 市長は、住民の付託を受けた代表者として市を統率し、市の経営改善に尽力するとともに、市政運営の遂行に当たっては、市民と行政の役割を明確にし、市民がまちづくりに参加できるように協働の推進に努めなければならない。

2 市長は、行政情報を積極的に公開することにより、市民との情報共有及び市政運営の透明性の確保に努めなければならない。

3 市長は、市民がまちづくりに参加する権利を保障し、市民の意見等を聴く機会を設けなければならない。

4 市長は、市民の能力向上を図り、人材育成に努めるものとする。

(市の職員の役割・責務)
第〇条 職員は、市長の補助機関としての役割を担うことを基本とし、市民全体の奉仕者として市民の視点に立った公平かつ公正及び誠実な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、市政の課題に的確に対応するため、職務を遂行するに当たり必要な知識や能力の向上に努めなければならない。

3 職員は、市民との対話を積極的に行うとともに、市民を市政やまちづくりに参加させる機会を設けなければならない。

Handwritten notes and speech bubbles:
 - 「市長の意思や方針をしっかりと示してほしいね」
 - 「意見を検討した後にどのように計画等に反映するのかわかるべきだね」
 - 「提供」
 - 「意見の検討(社) 反映(結果)を可」
 - 「人材育成は第4項におこすべきではないかな」
 - 「職員の役割が必要ではないかな」
 - 「職員の職の高度化が必要だね。(行政運営の観点で)」
 - 「できる」